「大阪市教育振興基本計画策定有識者会議」開催要綱

(目的)

第1条 市長及び教育委員会が、大阪市教育振興基本計画を改訂する計画案を作成するに当たり、本市の教育の振興のための基本的な目標及び施策の大綱並びに本市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項に関する基本的な事項についてあらかじめ意見を聴くため、「大阪市教育振興基本計画策定有識者会議」(以下「会議」という。)を開催する。

(会議の構成員)

- 第2条 会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者のうちから市長及び教育委員会が委嘱する。
- 2 前項の委員のほか、次に掲げる者のうちから市長及び教育委員会が指名するものが、 会議に出席し、意見を述べ、又は説明を行う。
 - (1) 市長
 - (2) 教育委員会委員
 - (3) 大阪市立学校園の校園長
 - (4) その他必要があると認めた者

(座長)

- 第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。
- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。 (開催期間)
- 第4条 会議の開催期間は、平成24年8月から平成25年2月までとする。

(公開)

第5条 会議は、原則公開とする。ただし、本市の会議の公開基準に基づいて、公表する ことが適当でない事項は非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会事務局総務部総務課において処理する。

附則

この要綱は、平成24年8月16日から適用する。